

規制の事前評価書

1. 政策の名称

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状及び問題点

コミットメントラインの手数料については、利息制限法及び出資法の金利規制の適用が除外されるため、弱者保護の観点から、適用対象となる借手を大会社等に限定している。

改正を行わない場合、弱者保護の観点から問題がない場合であっても、コミットメントラインによる資金調達ができない状況が継続することとなる。

② 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

コミットメントラインについては、制度創設後、一定程度定着しており、リーマンショック後にCP・社債市場が低迷した中で、有効な資金調達手段の一つとして改めて確認されており、借主の範囲拡大が行われない場合、企業の機動的な資金調達に支障をきたすおそれがあることから、改正を行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

特定融資枠契約に関する法律第 2 条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

以下の法人類型をコミットメントラインの借主の対象範囲に追加する。

- ・ 純資産額 10 億円超の株式会社
- ・ 大会社の子会社
- ・ 純資産額 10 億円超等に相当する外国会社
- ・ 資産流動化のための合同会社

- ・ 保険業法上の相互会社
- ・ 第一種金融商品取引業者
- ・ 投資運用会社
- ・ 証券金融会社
- ・ 貸金業者

5. 想定される代替案

純資産額 10 億円超の株式会社に代えて、資本金 1 億円超の株式会社とする。

その他については、本案と同様とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

事業年度ごとに変動する借り手の純資産を要件とするため、貸し手において、これらを把握し、管理するための費用が発生する。その他の対象範囲の把握については、特段の費用は発生しない。

② 代替案

貸し手において、借り手の資本金が 1 億円超となっているか、把握し、管理するための費用が発生する。その他の対象範囲の把握については、本案と同様に、特段の費用は発生しない。

(2) 行政費用

① 本案

貸し手である金融機関等に対し、借り手の対象範囲が遵守されているか確認するための検査・監督を行う費用が発生する。

② 代替案

貸し手である金融機関等に対し、借り手の対象範囲が遵守されているか確認するための検査・監督を行う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

小規模もしくは財務体力がない企業に対してもコミットメントラインを可能とするため、優越的地位の濫用から、中小企業を含む借りに本来不要な手数料負担が

発生するおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

コミットメントラインの借主の対象範囲拡大により、新たに対象に加わった法人において資金調達の機動性が増大する。

② 代替案

コミットメントラインの借主の対象範囲が本案よりも拡大し、資金調達の機動性が増大するものの、事業規模の小さい企業は、一般的に、財務制限条項などのコミットメントラインの条項を充足しない結果、資金調達を行うことが困難となる場合が多いため、増加する便益は限定的である。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

コミットメントラインの借主の範囲拡大により、貸し手である金融機関に遵守費用が発生するほか、必要な検査・監督に係る行政費用が発生することとなる。

一方、コミットメントラインの借主の範囲が拡大されれば、企業の資金調達の機動性が増大するといった便益が発生し、これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考える。

(2) 代替案との比較

代替案については、小規模もしくは財務体力がない企業に対してもコミットメントラインを可能とするため、本案に比べて、優越的地位の濫用から、中小企業を含む借り手に本来不要な手数料負担が発生するおそれがあるという社会的費用が発生する。一方、便益を見ると、コミットメントラインの借主の対象となる企業が本案に比べて多くなることにより、企業の資金調達の機動性といった便益は増大するものの、これらの企業は、一般的に、財務制限条項などのコミットメントラインの条項を充足しない結果、資金調達を行うことが困難となる場合が多く、その場合には、増加する便益は限定的であることから、本案を選択することが適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」

の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。